



第10条 甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

第11条 乙は、本契約の締結過程および出版業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。

2 甲は、乙が本出版物の製作・宣伝・販売等を行うために必要な情報（著作権・書誌情報の公開を含む）を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

第12条 この契約の有効期間は、初版発行後満3年間とする。ただし、契約日が初版発行日の前日である場合は、初版発行後の3年に初版発行日までの期間を加算する。

第13条 この契約は、期間満了の3ヵ月前までに甲あるいは乙いずれから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を1ヵ年ずつ延長する。

第14条 地震、水害、火事、その他不可抗力および両者いずれの責任にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったとき、またはこの契約の履行が困難と認められるに至ったときは、その処置について両者協議のうえ決定する。

第15条 甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したとき、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第16条 この契約の内容について追加・削除その他変更する必要があるときは、両者協議のうえ決定する。

第17条 甲ならびに乙は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の各条につき甲・乙協議のうえ確定させ、契約を証するため、同文2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（著作権者）  
住所

氏名

乙（発行者）  
住所 弘前市文京町1

氏名 弘前大学出版会  
国立大学法人弘前大学  
契約担当役  
出版会編集長 柏木 明子